

トクちゃん新聞

Vol.162

6月号

「肥えた？」とちよいちよ
い聞かれます。



令和3年6月7日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19
サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ 健康経営優良法人認定制度

徳野



コロナ対策で、コストをかけてテレワークに取り組んでいますが、特に誰かに褒められるわけでもなく。また、これだけ長期間になって来ますと、メンタルも含めた健康への影響が心配になってきます。

そんな中、褒めてくれるわけではないですが、いろいろ取り組んでるね、ということを知ってくれる制度を知りました。健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する経済産業省が取り組んでいる制度です。先日、この制度についての説明を聞く機会があり、せっかくなので認定申請することとしました。

認定基準として、健康診断を受診していることや感染症対策への取組等、いくつかの項目をクリアする必要があります。認定されることで、採用の際や金融機関からの評価の際に有利に働くことも期待されますが、これは認定後、効果を実感することがありましたら、またご報告させていただきます。

今秋の申請受付で来年3月に結果発表と少し時間のかかる認定審査です。

経済産業省HPに詳細がありますので、ご興味ある方はご参考に。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

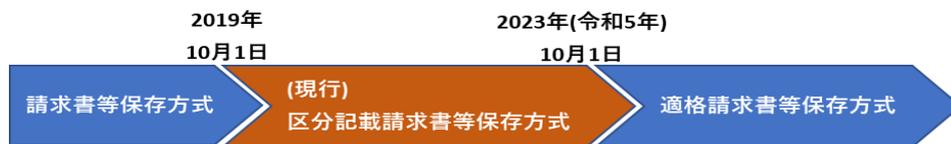


◆ インボイス制度(適格請求書等保存方式) 国税庁でオンライン説明会が開催

廣島



軽減税率の経理処理には慣れましたか？軽減税率の導入と同時に開始された 区分記載適格請求書等保存方式ですが、2023年10月1日からは、適格請求書等保存方式に切り替わります。



適格請求書等保存方式の開始に備え、適格請求書発行事業者の登録申請書が本年(2021年)10月1日から受付開始、提出可能になります。国税庁にてインボイス制度の特設ページが開設され、オンライン説明会が開始されました。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

軽減税率が開始された2019年には、まだまだ先の話だと思っていましたが、あっという間に2年経ちました。今のうちにどんな準備が必要かご確認ください。併せて、現行の経理書類が区分記載適格請求書等保存方式に沿っているか、確認いただくと良いと思います。お手伝いが必要でしたら、弊社にお声がけください！

◆ 電子取引情報保存制度が改正されます。

北岡



電子取引情報保存制度の2021年度改正により法人税等の保存義務者は、「電子取引」を行った場合に、その電子取引の取引情報について今までは印刷して紙での保存が認められていましたが、2022年1月以後の取引に関しては、電磁的記録(電子データ)での保存が義務付けられました。

電子取引とは、「取引情報の授受を電磁的方法により行う取引」と定義されており、例えばインターネット等による取引や、電子メールにより請求書等の取引情報を授受する取引等が該当します。

電子データの保存にあたっては、データ改竄等の不正を防ぐため、①タイムスタンプが付された後の授受、

②授受後タイムスタンプを付す、③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム

又は訂正削除できないシステムを利用、④訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け、

のうちいずれかの措置を行う必要があります。

このうち、コスト面から比較的導入が容易と考えられるのが“④訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け”です。国税庁サイトに「電子帳簿保存法一問一答(電子取引関係)」

の中で規程のひな型がございますので一度ご確認ください。



◆ 税務スケジュール(6月)

喜多



6月10日(木)

- ・5月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付
- ・12月～5月分 住民税の納付(特別徴収・納期の特例分)

6月30日(水)

- ・5月分 社会保険料の納付
- ・4月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・10月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・1月・7月・10月法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

7月12日(月)

- ・社会保険 算定基礎届の提出
- ・源泉所得税(納期の特例1月から6月分)納付
- ・労働保険の年度更新

※6月分より住民税徴収税額が変更となります。
端数の関係で7月分の金額も変更がありますのでご注意ください。
※源泉所得税納付(納期の特例)は7月12日(月)が期限です。

弊社で納付書を作成されている顧問先様へ

5月分までの給与・賞与状況をお知らせください。

6月支給分につきましては、支給内容が決まり次第お知らせ願います。

◆ お客様の声: 株式会社耕翔設備 様 <https://kosho-setsubi.co.jp>

株式会社耕翔設備様は、マンション・工場・福祉施設などの大きな建物の、給排水衛生設備・消火設備・冷暖房空調設備の工事を行っておられます。設立3年目で順調に成長されておられる会社さんです。

■ ご契約の決め手は何でしたでしょうか？

徳野社長と喋って今自分は何をすべきかがわかるような気がしたから

■ 「社長の通信簿®」サービスをご利用いただいておりますが、実際にご利用いただいておりますか。

最初はちんぷんかんぷんでしたが毎月ごとに内容を分かりやすく説明を聞けるので助かってます
グラフや絵にして説明してもらえるのでわかりやすいです。
決算時期にはいろんなアドバイスももらえてお金をうまく活用出来たりして助かってます。

■ 自社の強み

新築工事の機械設備(給排水設備、換気設備、空調設備、消火設備等)の施工管理をしています。
老人ホーム、幼稚園、工場、事務所ビル等の新築工事を請け負ってます
当社で施工した物件のアフターフォローも早期対応するようにしています。(その他メンテナンス業務も行います)

つづきは弊社HPで! <https://www.ft-tax.com/>

大きく耕せ
大きく翔け
確実な設計
安心な備え



◆ 「PayPay」2021年10月以降、決済手数料が有料となるようです。

大熊



『PayPay』、みなさんは普段使っていますか？

私もよく利用しますが、本当に便利ですよね。
今や現金を使う頻度って、週に2、3度程度な気がします。

今回は、『PayPay』を決済手段の一つとして
ご自身の店舗へ導入している事業主の方へのニュースです。

お客さまからの売上が『PayPay』から入金される際
システム利用料として差し引かれる、
いわゆる『決済手数料』は、これまでずっと無料でした。



これが2021年10月1日以降、『有料』となるようです。
(※『PayPay』公式HPより。料率は8月末に発表予定とのこと)

キャッシュレス還元キャンペーンの際、
国は決済事業者に対して、決済手数料率を
『3.25%』以下に引き下げを要求していました。

仮に、10月以降の『決済手数料率』を『3.25%』と仮定すると、
売上が『月 1,000万円』ある事業者の場合
今後、『毎月 325,000円』の経費が発生することになります。

経営上、決して無視はできない金額になってくると思われます。
利益計画の修正や、商品値上げの検討も必要になるかもしれません。

そう考えると、今回の『決済手数料』の有料化は
消費者にとっても影響が大きいかもしれませんね。
今後の動向にご注意ください。



◆ 好みもサイズも一緒です

岡村



先日スマホとらめっこしている娘。

娘:「どうしょ〜」

私:「何が...どうした?」

娘:「めっちゃ気に入った服がたぐさんあってポチポチしていたら1か月の服代予算オーバーする〜」

スマホを私の顔の前に突きつけ「どう思う?」と聞かれ商品を見てみると見覚えのあるスカート。すかさず自分のスマホで同じブランドのお気に入り登録した商品を確認したら、やっぱり同じスカート。

娘:「ラッキー! そしたらスカートはお母さん買って私にも貸して〜!」

そんなこと言って、私のジャケットもあなたのクローゼットに入ったままやし、私の手元に返ってこおへんのんとちゃあうん...
と思いつつ、しゃあないなあとおぼる私。

社会人2年目と3年目の子供達、構ってもらえるうちが華でしょうか?



◆ クイズ

伊藤



テレワークという働き方が、めずらしくなくなった今、在宅勤務手当の課税関係からのクイズです。

【○×問題】

① 出社予定のない従業員に 従前どおりの通勤手当を支給したので、給与課税の対象とした。

② 自宅のインターネット代・電気代を支給したが、給与課税はしていない。

(ただし支給額は、1か月の基本使用料を勤務日数で按分し、さらに1/2した金額)

答え ①○ ②○

在宅勤務はありがたいですが、早く元の生活に戻りたいですね〜。